

『光子の裁判』(1949) 朝永振一郎 (レポート課題 基礎資料)

光子の裁判 —ある日の夢—

光子の裁判

"We must now describe the photon as going partly into each of two components into which the incident beam is split."

P. A. M. Dirac, *Principle of Quantum Mechanics*

1

検「それでは被告にたずねるが、被告は前から室内にひそんでいたのではないというのであるか」

被「そうです。私がその直前に部屋の外にいたということには確かに証拠があります。現にその直前、私は門のところにいたのです。すなわちそこを門衛が私をつかまえて、入門の手続きをとらせたのであります。このことはさきほど門衛の証言で明らかにされたとおりです」

検「なるほど。門衛の証言によってその点についてはアリバイが成立しているとせねばなるまい。

それでは聞くが、被告は門から前庭を通って窓のところに行き、その窓から室内に侵入し、そして室

内の壁のところで捕えられたというのだね」

被「そのとおりです」

気がつくと私は、何かの裁判を傍聴しているようです。法廷はよく写真などで見たように、正面に判事長が威儀を正して坐っており、中央の被告席には何の犯罪かよくわからないけれども、何かの犯行をおかしたらしい被告が神妙にひかえています。今尋問をしているのは検察官らしく、犯行の模様をいちいち念をおさすように聞きだしているのです。

私は、いつの間にこんなところにやってきたのであります。それをいぶかりながらも、これは何が面白い事件らしいぞと思いつながら、一生懸命に聞き耳を立てていました。検察官はさらに尋問をつづけました。

検「その部屋は二つの窓が前庭にむいて並んでいる。被告はそのどちらの窓から侵入したのか。この点は非常に重要なことだから、はつきりと答弁してほしい」

これに対する被告の答は、はなはだ奇想天外なものであります。

検「私は二つの窓の両方を一緒に通って室内に入ったのです」

私はこの答にあっけにとられました。一体、一人の被告が二つの窓の両方と一緒に通るなどということが可能でしょうか。検察官もこの論理を無視した答に少なからず心証を害したようですね。

検「被告は二つの窓の両方と一緒に通ったと予審においても一度ならず主張していたが、ここで

またそれをいいはろうとするのか、そのような奇妙なことをいいはても誰がそれを信ずるであろう。被告ははつきりとした不可分の一個体であって、未だかつて被告が同時に二つの異なる場所にいたなどという奇妙な状況におめにかかったものはない。しかもこのことは被告自身すでに認めたことである。なぜなら被告はさきほど門衛のところにいたから室内にはいなかったと称してアリバイを主張したではないか。被告が主張するように二つの窓の両方と一緒に通ることが出来るくらいなら、被告は門のところと室内の両方に一緒にいることも出来たはずである。それとも被告はこのアリバイの主張を引込めるつもりか」

他の窓を通らないということを認めねばなりません。それなのに被告は両方と一緒に通ったというのです。さすがに検察官だ。被告のすきを鏡くついたものだと私は感心しました。ところが、論理の矛盾をつかれてあわてると思った被告は少しも動じません。

被「そうおっしゃっても私は二つの窓の両方と一緒に通って部屋に入ったのです。しかも私は前のアリバイを引込めるつもりありません」

私はこの答弁を聞いて、一休被告は正気のかしらと思いました。そしてこんなコルサコフ氏病めいた答弁をする被告はどんな顔のやつかと思って傍聴席からり出でて被告席をじっと見ました。ところで私は、今、被告がどんな顔をしていたか、どんな姿をしていたか、どうしても思い出せないのです。とにかく被告は手錠のようなもので被告席につながれていたらしいこと、その席のあたりに何者かがいたということは、印象に残っています。しかしその他のこと、被告の姿や顔つきなどは、何一つ心に残っておりません。どうも考えてみるに、被告は、その時からそもそも顔つきとか姿とかいう属性をもつていなかつたのではないかといらう氣もします。被告が波乃光子という女のような名前であったことを思い出しましたけれど、もちろん女であったが男であったかそんなことはわかりません。今考えると、この法廷の弁論のやりとりも現実の裁判を知っている人からみると、変なところがたくさんあったようです。

この非論理的な被告を検察官はもてあましたようです。どうにもがまんがならないという面持ちで彼はいました。

検「よろしい、いつまでも被告がそんな論理に合わない主張を続けるならばそれはそれでよろしい。被告が認めようと否とにかかわらず、本官は被告が二つの窓のどちらか一方、しかして一方のみから室内に侵入したと断定する。なるほどこの本官の主張を被告は認めないと、また残念ながらこのことを直接現場においておさえた証人もない。しかし、さきほどもいったように、被告は門のところにいたという事実によつて、室内にいなかつたというアリバイを主張している。それならば、この本官の主張も同じ論理によつて正しいと断定されるべきである」

この検察官の主張はすことにもつともだと思いました。「体被告が窓Aのところにいたのならば窓

Bのところにいなかったことは明らかであるし、窓Bのところにいたのならば窓Aのところにいなかつたことは明白なことではありませんか。

ところがこの時、初めて弁護人が発言を求めました。この弁護人の姿は今でもあります。ひょろ高いややねこぜの、もじゅもじゅとした髪の毛の男です。碧眼で鼻高く、明らかに日本人ではありません。きょろきょろした目の玉は少しいすら小僧めいて、ちょろりちらりとよく動きます。私はこういう姿の男をどこかで見たことがあったようです。

私は弁護人がきっと被告の精神鑑定を要求するにちがいないと思いました。さきほどからの被告の言説は正気の沙汰とは考えられませんでしたから。

ところがそうではありませんでした。まず彼はその部屋で被告をつかまえたという男にその時の状況をくわしく証言されました。証人のいうところはこうでした。彼はその時彼の同僚たちと部屋の中の、問題の窓にあい対している壁のところで何かの作業をしていたというのです。彼は疲れたので、しばらく仕事の手を休めてぼんやりとしていました。ところが突然、全く突然、彼に何者が触れたので、びっくりしてそれをつかまえたというのです。こうしてこの証人は被告を捕えたのです。ここで弁護人は念をおして次のことを確かめました。すなはちこの証人も、またその時、室内にいた被告も犯人がつかまるまで、誰もその姿を見たものはありませんでした。したがって彼が窓から入って来た

光子の裁判

8

7

光子の裁判

のか、前から部屋のどこかにかくれていたのか、これらの人々は証言することが出来ません。ただこの後の点については、門衛の証言がありましたので、犯人は初めから室内にいたではなく窓から侵入してきたものとされ、被告自身もそれを認めたのです。弁護人はさきに門衛に証言を求め、彼は被告に入门手続きをさせたけれど、入門後、被告がどう歩いて行ったとか、いわんやどの窓から部屋に入ったとかの点については何も見ていないということをはっきりさせました。こうして、被告が二つの窓のどちらから入ってきたかということ、ないしは、被告がいるはるよう、二つの窓の両方から入ってきたかということ、この点については誰も知っているものはないのです。とにかく、窓を通る現場を直接おされた者は誰もないのだということを弁護人は重要な事実として指摘しました。

これだけの証言を行なわせた後、弁護人は驚くべきことを発しました。すなはち彼は、論理に合はないことをいっているのは被告の方でなくて、まさに検察官の方であるというのです。「検察官の主張こそ、被告の正当な、論理の通った主張を全く無視し、誤った論理の上に自分の主張を強要するものであり、まさに被告の人権をじゅりんした無茶苦茶なものである」というのです。

この発言に検察官はだまっていいるわけにいきません。ここで検察官と弁護人との間に火の出るような問答が交わされました。

檢 「それでは弁護人に承りたい。被告がAのところにいたならBのところにはいないこと、また

は否定されるのであるか。被告がA、B二つの場所に同時にいるなどということはあり得ない。この事実はすでに万人によって検証されていることではないか。しかして、さきほど本官が論じたように、被告がアリバイを主張した時、被告自身この前提の上に立っていたのである。」

弁 「本弁護人は検察官のその前提を決して否定はしない。いかにもこの前提は万人によって検証されていると考えてよい。ただ、検察官がこの前提からただちに被告の主張を反駁するところに大きな論理の飛躍があるのです。」

そして弁護人はさらにつづけました。

弁 「被告がAのところにいたならばBのところにいない。この主張はたしかに検証された事実である。すなはち、Aに被告がいるという現場がおさえられた時に、被告が同時にBにおいておさえられたということは未だかつて一度もないという事実が、この主張の正しさを実証するのである。したがって、被告がアリバイを主張することは正しいことである。しかし、この重要な原則はそれが実際に検証された範囲内でのみ妥当するのであって、これを不当に広範囲に適用することは許されない。本弁護人のいおうとするところは、検察官の議論はこの原則の不当な適用に基づいている、ということがわかる。」

この原則を用いるにあたっては、よほどの注意を払わないと知らず知らずの間に不当な適用を行なうがちである。検察官の議論はまさにこの種の誤用の典型的な例である。このようなありがちの誤用

や混乱をさけるために、本弁護人はこの原則を次のよう明瞭にいかえた方がよいと思う。すなはち、被告がAにいるといふ現場を何人かによつておさえられたならば、被告は他の場所Bには決しておさえられたことはない、と断定してよろしい。事実この原則が検証されたのはこの意味においてであり、かつこの意味以上においてではない。

さて、そこで被告の場合を考えてみよう。被告が室内で捕えられる前に門のところにいたという事実、これは被告をつかまえて入門手続きを行なわせたという門衛によって証言されたところである。すなはち、その時、被告が門のところにいるといふ現場がこの門衛によっておさえられているのである。したがってこの場合われわれは原則を適用してただちに、その時、被告は室内にいなかつた、と結論してよろしい。これが被告の主張するアリバイである。

次に被告が二つの窓、それともBとよぶことにするが、この二つの窓のどちらを通ったかという問題にうつる。検察官はさきに述べた原則を採用して、被告がAを通ったならBを通らなかつたはずであり、また、被告がBを通ったならAを通らなかつたはずである。したがって被告はAとBとの一方、しかしてただ一方だけを通ったはずであると主張する。しかし本弁護人はこの判断こそ重大な誤りであることを主張したい。すなはち、本弁護人がさきほどこの原則をより明確に表現しなおさねばならぬといったのはまさにこの種の誤りを避けるためである。そこでこの原則を正しい形でいいあらわしてみよう。それはこうである。被告がAを通過するところを何人かによつておさえられたなら、被

10

9

【最先端物理学が描く宇宙(2024真貝)】資料

告は決してBを通ることはなく、また被告がBを通ところを何人かによっておさえられたなら、被告は決してAを通することはない。ここで何人かによつておさえられたならば、という点が重要である。すなわち、被告がA、Bのいずれか一方、しかしてただ一方しか通り得ないという主張は、被告がどちらかの窓を通る現場を、何人かによつておさえられた時に限つて検証された事柄である。しかるに、さきほどの証言があつた如く、何人も被告が窓を通る現場をみたものはなかつた。したがつて検察官がこの原則を被告の場合に適用するのは、この原則の真であることが実証せられた範囲の外にまでそれを妥当せしめようとする不當の試みであつて、明らかに検察官の越権である。

この弁護人の弁論は満場に大きな驚きを引き起したようです。いかにも理路は整然としています。しかし一方あまりにも実証を重んじすぎているのではないでしょうか。これでは現行犯ばかりが有罪だということになつてしまつて、いかなる判定も実際上行なうことは出来ないことにならないでしょう。直接の証拠によらなければいかなる判定もしてはいけないという主張は、もちろん人権擁護の立場からいえば正當でしょうか、これはあまりにはなはだしい行きすぎではないでしょうか。

案の定、検察官はこの弁論を承服することは出来ません。

檢 「本官は弁護人のこの三百代言的な論議に承服することは出来ない。いかにも被告がAにいたところを見たものは誰もいなし、またBにいたところを見たものもない。しかして、AにいればBにいなし、BにいればAにいなしという原則が実証されたのは、いかにも弁護人のいわる通り、目撃者があつた時においてのみである。しかしAにいてBにいなし、といひ第一の可能性、BにいてAにいなし、といひ第二の可能性、この二つの可能性以外に第三の可能性が存在したという事実も未だかつてそれをみたものはない。特に被告が二つの異なるところ、AおよびBに同時にいたなどいふことを誰もみたものはない。なるほど、実際の犯行の場合は、誰も目撃者がいなかつたという点において、原則が実証されたところの場合は異なつてゐるかもしない。しかし、だからといって、その時の被告の行動について第一、第二の二つの可能性以外の第三の可能性を考えねばならぬという弁護人の主張はあるまでも三百代言的である。被告が、ある状況のもとでは必ずかくかくの行為をなす、それ以外のいかなる行動をもなさない、ということがすでに実証されている時、たまたま目撃者がいなかつたからとて、その同じ状況のもとで、その同じ行動がとられたと断定して何故に不当なのであるか。目撃者があるや否もは時の偶然であつて、その差異はただ、被告の行動を知る人があるや否やにすぎない。弁護人のように、すべての判断は目撃者による実証によらなければならぬものとし、いっさいの状況判断を否定するなら、そもそも裁判といふものは成り立つてあらうか。とにかく被告が不可分の個体であるという事実と、被告が二つの窓と一緒に通りぬけるという事実とは互いに矛盾した事柄であつて、決して両立することの出来ないことは明らかである」

こうして検察官は、最後にどめをさすように、もしも被告がその行動について第三の可能性、すなわち二つの場所、AとBとに同時にいることが出来るという事をあくまで主張するなら、目撃者

の目前でそれを示さねばならない、と銳く被告と弁護人の方につめよりました。

これに対する弁護人の答はまた人を食つたものでありました。それは、第三の行動というものは、被告がそのおり場所を人に知られない時に限つて可能なのであって、したがつてこの第三の行動を行なう現場を人に見せよといわれてもそれは出来ない相談だというのです。

このひょうたん船のような答弁には、検察官もむつとしたようです。満場の多くの人々も、私もその一人でしたが、この弁護人は法廷を侮辱するのかと思いました。しかし、さすがに判事長は冷静でありました。そしておもむろに口を切つていきました。

判 「それでは弁護人、その弁護人のいわれることに果して証拠があるのであるか。誰も知る人のない時において被告が第三の行動をとることが出来る、ということを弁護人は主張したが、それは誰も知る人が、ないのではなかつた。それを弁護人はどうして知つたのであるか。ここで少なくとも弁護人は次の点を明らかにする必要があると本官は考える。すなわち、被告が不可分の一個体であるという事柄と、その被告が二つの窓と一緒に通りぬけるという事柄とが両立出来るという点を明らかにしてほしい」

さきほどから人を煙にまくような論法をならべていた弁護人も、これで参るかと思ひきや、弁護人は一向にへこみませんでした。そして自信たっぷりにいました。

弁 「判事長ならびに満場の紳士諸君に申し上げる。いかにも、被告が二つの窓を同時に通りぬけ

光子の裁判

12

11

光子の裁判

人と被告はそれが出来るというのです。そして、この常識では考えられない行動を、直接には見せられないが間接に示してくれようというのです。そうしてあの当然としか思えない検察官の判断が、誤りであることを明らかに示してくれようというのです。これはまさにみものではありませんか。実地検証で一体どんなことが起るでしょう。私は好奇心にもえております。読者諸君もおそらく同じ心で、早く実地検証の模様を話してくれといわれるであります。

二

私たちはいつのまにか実地検証の場所にあります。そこには大きな堀にかこまれた前庭をもつた一軒の家がありました。この家は実地を一目で見えるように屋根がとり除かれ、われわれは堀の外に組まれたさじきの上から一望のもとに全体の情景を見得るようになつてあります。堀には狭い門が一つあいており、そこから前庭になり、その前庭をへだてて問題の家が建っています。この家の前庭に面した壁には、さきほどからやかましく論じられている二つの窓がうがたれています。この窓も門と同じように奇妙に細い形で、窓というよりすき間といった方がいいようです。家はたった一つの部屋から成り立っています。この部屋には二つの窓以外どこにも出入口がなく、家具も何もおいてないガラんとした変なものです。ただ四方の壁のうち窓にあい対した壁面、そこで被告がどうえられたところの壁面は、何か特に印象的に見えております。この堀と門、門と前庭、前庭と窓、窓と部屋の関係を

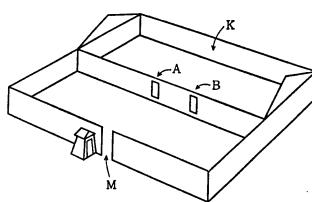


図1 Mは門、A, Bは窓、Kは壁面。

示すために見とり図を書いておきました。二つの窓は図のA、Bとしてあるところです。図では、門をM、犯人がつかまされた壁面をKとしておきます。

被告はまず門Mのところで門衛につかまつて入門手続きをさせられ、そして最後に室内の壁面Kのところでつかまつた、この二つのことは証言によって確定的な事実であることがわかつているのです。

この二つの事実の起つた間、被告がどんな行動をとったかということが問題の中心であるわけです。

この時、判事長が立上つていよいよ実地検証を始めるむね宣しました。そして弁護人に向つて発言をうながしました。そこで弁護人は立上つて次のようにいました。

弁「本格的な実地検証を始めた前だ、私はまず予備的な検証をいくつか行なうことをここに提案する。その目的は、この被告の行動については既成の概念による判断がいかに誤りに導くかというところを諸君にだんだんとわかついていたくためである。本弁護人は、さきほどからの検察官の判断がいかなる論理によつてなされているかはよくわかつっている。すなはち検察官の考えるところはこうである。被告は門Mから壁Kに至つたのであるが、その時、被告は(1)のような径路をたどつたか、ある

16

15

光子の裁判

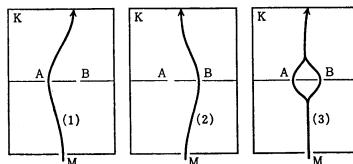


図2 想定される被告の足どり。Kは壁。

弁護人は黒板上の図を指しながら論じました。そしてさらにつづけます。

弁「この考え方には、常識的にはまことに自明のようであるが、被告の行動を律する上でははなはだ適当でないことをまず検証によって

諸君に示そうと思う。そこで次のような検証をまず行なつてみることにしよう。すなはち被告が門のところにつれて来る。そしてここから彼が門の中に向つて放つてみよう。被告は窓のある壁の方に向つて放れる。ただしこの時、被告を逃さないで再びつかまつるために、

窓の壁に沿つて警官をすらりとならべておいてほしい。そうすれば被告がどこへ来てもとり逃すことはない。門のところから放された被告は、壁のどこのX点で警官の一人につかかるだろう。さて、この時

いは(2)のような径路をたどつたか、のどちらかであろう（この時、弁護人は黒板に大きく図2のような図をえがきました）。被告が同時に二つの異なる場所にいることの不可能なことはよく実証されているのであるから、この時、(3)のような径路を経ることは不可能である。もし被告が二つの窓を一緒に通つたと主張するなら、この第三の径路の可能性を目前で見せねばならぬ。以上が検察官のみならずすべての方々の考え方であろう」

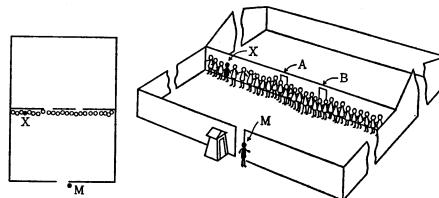


図3 警官の配列。黒丸は被告をとらえた者。左は平面図。白丸は警官の位置を示す。

能なのでしょうか。

18

17

被告が門MからXに至る間において、どんな行動をとるかをご注意願いたい。常識的な考え方によれば、MからXにいたる何らかの径路に沿つて被告は進んで行くと考えられる。しかし果してそうであろうか

こうして多くの警官が窓のある壁に沿つて立ちならびました。図3をごらん下さい。そして次に被告を入れた護送車が門のところにやつて来ました。ここで護送車の口を門の方に向け、次にその戸を開き、出てくる被告を門衛がいたんとらえた上、窓の壁の方に向つて放つ。という段取りで検証が行なわれるのでいうことが説明されました。常識から判断すれば、そうして放された被告は前庭を横切つて壁のところまでたどつて行き、そこで警官の一人につかるでしょ。こうして前庭の上にMからXにいたる一本の径路が定まるはずではありませんか。ところが弁護人の口調をまわると、「しかし、果してそうであるうか」です。そうでないとすれば一体どういう行動が可能なのでしょうか。

光子の裁判

アッ！ 護送車の戸が開かれ、出てきた被告を門衛がとらえました。——そして次の瞬間彼は被告を窓の方に向ってつき放ちました。

私は体じゅうをして次に起る被告の行動を見まもりました。いや、見まもろうと思いました。被告はたどる径路を少しも見おさないようと目を皿のようにして緊張していました。ところがどうでしょう。門衛に放された瞬間、被告の姿は消えうせてしまふのです。姿のないものの径路などもちろんなどことは出来ません。私は事の意外さにまじまとってしまいました。そうしてうろたえているうちに、立ちならんだ警官の一人がアッと声を上げました。被告が彼に触れたのです。そして被告はその警官につかりました。そうするとどうでしょ。そこに被告の姿が再び現れました。被告はたしかにそこにいるのです。

私はしばらく呆然としていました。満場の人々も、弁護人と被告とのぞいで、誰もかれどびっくりして、しばしば息もつけないようでした。そのうちに誰もかれどおちついて来たようです。それと同時に、被告がMからXに行くのに何らかの径路をたどらねばならないという常識的判断も、なるほどこれで考えなあさねならぬぞと、人々は思いはじめたようです。この検証はさらに二、三回繰り返されました。そうして繰り返し繰り返し同じ事象を見せつけられた人々は、なるほどこの奇妙な被告の行動を律するのに普通の判断を無反省に用いることは少々あぶないのかもしね、と考えるようになりました。

ここで弁護人が立ち上りました。何らかの説明が彼によってなされると思いましたが、彼は簡単に、今の一検証については何も説明を加えないでもござんなったところで事情は明らかであろうといいました。この第一の検証によれば、ただ被告のいる場所とか、径路とかいう事柄について、とにかく既成の考え方方は何らかの意味で改めねばならぬ、ということをここで悟つていただきたいのだと、簡単につけ加えました。そして彼は次に第二の検証を行ないといいました。

弁護人のいうところによりますと、この検証によって被告のたどる径路、いうものが何を意味するかわかつてもらえるだろうというのです。そして、この検証法をキリバコ法と名づけるのだと彼はつけ加えました。

キリバコ法というのは次のやうなものでした。弁護人はまず前庭と室内一ぱいに警官を立ちなばらせました。そして、それらの警官にむかっているには「私は被告を門のところから窓の壁にむかって放たせる。そうすると被告は門から壁にいたる間で諸君のだからに触れるだろう。そこで諸君が被告に触れたら絶これをどうで（しっかりと捕獲してしまわす）すぐに被告を放ちなさい」と。さて、こうして前庭と室内一ぱいに立ちならんだ警官を前にして、前の検証の時と同じ手続きで被告が門のところから壁にむかって放たれました。放たれるや否や被告の姿が消えうせたことも前と同じです。しかし今度は警官が前庭一ぱいにたまろしてしまひたので、前の場合と異なつて、被告は早速門の近いところの警官に触れたようです。ここでこの警官は被告をつかまえ、被告はその姿をこ

20

19

光子の裁判

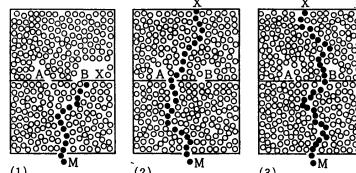


図4 キリバコ法によって示された被告の足どり、黒丸は被告をとらえた警官の位置。

で現しました。彼は現にそこにいるのです。次に警官は、命ぜられた通り被告を放しましたので、再びその姿は消えました。しかし、ただちにまた別の警官によつてつかまえられ、その姿を現し、次に放されてまた消えうせました。こうしたことが次々と行なわれ、ついに被告は窓の壁のところに達し、ここで最後に警官につかまつて姿を現しました。

ところで、ごらんなさい。こうして次々と被告がその姿を現し、行なった場所をつづつ行くと、一本の径路がはっきりとたどり出ませんか。そうです、一本の径路です。図4の(1)はその一例です。図の丸は警官の立つた場所を意味しますが、そのうちの黒丸は被告が次々ととらえられて姿を現して行なった場所を示します。この検証は再び何回もくりかえされました。たどられた径路は必ず一本ありました。これが二本にわかれたりしたことは一度もありませんでした。なるほど径路というものがこうした意味のものならば、それが二本にわかれることは決してないはずでした。なぜならわれわれが前に確認した原則によれば、被告が一つの場所にいることが警官の一人によつてつかまれた以上、ほかの場所に被告のいることはあり得ないからです。径

路といふものがこの意味であるなら、図2の(3)のようなものはあり得ないわけです。

何回かく返して行なつたこの検証のうち特に注目すべきものは、被告が前庭から次々ととらえて行くうちに、ちょうどよく窓の所に来た場合です。この時は窓の所にいた警官が被告をとらえてそれを放しますと、被告は次に室内の警官に捕えられ、そして次々と進んで室内のうしろ壁の所まで進みます。図4の(2)と(3)はそういう場合の径路の例です。(2)ではその径路が窓Aを通っていますし、(3)では窓Bを通っています。しかし、この場合にも径路はいつも一本であつて、したがつて被告は決して二つの窓を通るようなことはありません。いつでも通るのはAの方かBの方かの一方、しかしてただ一方です。

この検証を終つて弁護人はいいました。

弁 「以上の検証を通して満場の諸君に明らかになつたことは、被告の径路といふものがこういう意味のものであるなら、いかにも「径路は決して二本に分れることがない」、したがつて検察官の主張は正しい」ということである。しかし実際の犯行のときの状況は今検証の行なわれたその状況と全く異なつていることをご注意願いたい。すなわち、犯行のときには、前庭にも室内にもまたいすの窓のところにも、被告をとつかまえた警官などは一人もいなかつたのである。したがつて、被告は門のところと、室内のうしろ壁の所で姿を現した以外のどこで姿を現していなかつたのである。したがつて、そのとき前庭から室内にいたる間、今の検証の場合と同様にある一本の径路をたどつたと断

22

21

光子の裁判

路というものがこの意味であるなら、図2の(3)のようなものはあり得ないわけです。

何回かくり返して行なったこの検証のうちで特に注目すべきものは、被告が前庭から次々にとられて行くらちだ、ちょうどま、窓の所に来た場合です。この時は窓の所にいた警官が彼をとらえてそれを放ちますと、被告は次に室内の警官に捕えられ、そして次々と進んで室内のうしる壁の所まで達します。図4の(2)と(3)はそういう場合の経路の例です。(2)ではその経路が窓Aを通っていますし、(3)では窓Bを通っています。しかし、この場合にも経路はいつも一本であって、したがって被告は決して二つの窓を通るようなことはありません。いつでも通るのはAの方かBの方かの一方、しかしてただ一方です。

弁「以上の検証を通じて満場の諸君に明らかになったことは、被告の経路というものがこういう意味のものであるなら、いかにも『経路は決して二本に分れることがない、したがって検察官の主張は正しい』ということである。しかし実際の犯行のときの状況は今検証の行なわれたその状況と全く異なっていることを注意願いたい。すなわち、犯行のときには、前庭にも室内にもまいずれの窓のところにも、被告をとつかまえた警官などは一人もいなかったのである。したがって、被告は門のところと、室内のうしる壁の所で姿を現した以外のどこでも姿を現していなかつたのである。したがって、そのとき前庭から室内にいたる間、今の検証の場合と同様にある一本の経路をたどつたと断定をする根拠は何ものである」

この弁護人の発言に対して検察官は次のように反駁しました。

検「いま弁護人のいわれたことは、すでに前から論じられたことの繰返しにすぎなく、その論旨に何らの新味もない。弁護人は、前庭にも室内にも被告を捕まえた警官がいなかつたという理由によつて、その時、被告がある経路をたどつた、といふ断定は出来ないと主張する。しかし本官はあえていふ。なるほど、捕獲されない間はその姿を示さないといふ被告の行動はまさに本官の意表外の出来事であった。しかし、被告は捕えられて姿を現す時は、いつもかつ例外なしに、一つ、しかしてただ一つの場所にいるのである。しかしてこの時、この警官を物かけにかゝれておいて、前もって警官のいることを被告に通告することなく、不意にこの警官をして被告を捕えしめた場合もやはりどうである。不意の、何ら事前の通告を行なわない臨検においてある人がいつもある行動を示すなら、その人は、監視されていない時にも、やはりその行動を行なつてゐるとの判断は、全く科学的なものであつて、これをもし独断として排斥するならばおよそいかなる判断も成立しないのである。要するに本官は、不意の、事前通告を行なわない臨検によって被告がいつも一つ、しかしてただ一つの場所にいるということが例外なく認められている以上、被告がその姿を見せない、したがつてそのおり場所が人に知られない場合といえども、どこか一つ、しかしてただ一つの場所にいると判断する。ただ、その時、被告がどこにいるかを知る人がないだけである」

22

光子の裁判

こういって、検察官は警官を物かけにかくしておく場合の検証を必要があれば行なつてみようといました。しかし弁護人はその必要はないと言いました。なぜなら、この時、検察官の主張する通りのことが起ることをすでに十分認めるから、というのです。すなわち、事前に通告しない不意の臨検の場合でも被告が二つの場所でつかまるような事実は決して起らない、ということを弁護人は実証によつてすでに認めているからです。

ここで、長い間検察官と弁護人との間の議論をまとめて聞いていた判事長が口を出しました。

判「本官には検察官の主張はまことにもつともに思われる。事前に通告しない不意の臨検を行なつたとき、被告は決して二つの場所でつかまるようなことはなかつたとすれば、誰にも見られない場合に彼はその通りであると判断することは全く妥当だと思うが」

この判事長の発言に対し弁護人は、どうも弱つたという顔つきをしながら、

弁「判事長までがさよな速断をなされでは、はなはだ困ります」

といつて満場を失笑させました。そして続いていいました。

弁「判事長および検察官の主張には一つの大きな仮定が含まれていることは、事前通告がない不意の臨検によつても同一の行動が示されるならば、臨検のない場合にもその行動がとられているはずだということである。なるほど、事前通告がないということは、この時重要なことである。

例えば、臨検をするぞ、と前もつて通告された時、悪事をしたことがないからといって、見る人のない時その人が悪事をしないとは判定し得ないこと、これは明らかである。しかし、この種の判定を行なうにあたつて通告がないという事柄だけでは実は決して十分ではないのである。なぜなら臨検を行なうことそのことがその人に影響してその行動に何らかの変化を与えているかもしれないからである。事前の通告がなくとも、臨検行為それ自身がその人に影響して、その行動に変化を与えるとすれば、臨検を行なつたときの行動をもつて、それを行なわなかつたときの行動をトすることは出来ない。閑列車を臨検して閑屋をしらべるときには、その臨検によってその閑屋のかくしもつていた閑米が消えてなくなることはない。すなわちこのとき臨検行為は決して閑米に影響してその有無に変化を与えることはない。それ故、この臨検による判定は適切である。しかし被告波乃光子のおり場所をしらべる場合はどうであろうか。被告のおり場所をしらべるには、被告を何人かが捕えねばならないことは何回もくりかえした実地検証の結果おわかりであろう。この時、彼を捕えるというとしたことは相当手荒な仕事である。この手荒な仕事によって被告の行動が何らかの意味で影響を受け変化させられないということは誰が保証し得ようか。この点が、世間一般の犯罪人と被告波乃光子と異なるところである。世間一般の犯罪人であったなら、そのおり場所を知るのに何を捕える必要はない。ひそかに彼を見ればよい。念を入れるならば、面透しを行なうときによくやるよう、半鍵金の窓から犯人に何は少しも知らないようにしてそのおり場所を知ることが出来る。そうすれば、この臨検は犯人に何

23

光子の裁判

24

光子の裁判

通常の犯罪人を対象とする場合なら、誰も姿を見たものはなくとも、どこか一つの場所にいると断定してもよからぬし、したがって、通常の犯罪人ならば、一つの窓を二つとも通りぬけたなどといい張つても、それには本弁護人といえども承服はしないのである」

こういつて弁護人は、通常の常識的な判断の根本には、被告のおり場所を定めるために行なう臨検を、それが被告の行動に何の影響も与えないようひそかに行なうことが出来る、という仮定が横たわっているのだということを明らかにしました。しかしてこの仮定が許されるならば、すべてのことは検察官のいう通りであるのだが、もしこの仮定が成り立っていないなら、どう論理をひいても検察官の主張が必然的な唯一のものだとはいえない、といふのです。こうして、一見両立することの出来ないような二つの主張、すなわち被告が不可分の一個体であるという主張と、二つの窓の二つとも一緒に通りぬけ得るという主張とが、何も矛盾なく成立し得るというのです。

この議論は人々を傾聴させました。ここで判事長は再び発言しました。

判 「なるほど、弁護人のいうところが大分わかつて来たような気がする。これでどうやら問題のありかが大分はっきりして来たようと思われる。いかにも弁護人のいうように、被告波乃光子のおり場所は、これを捕えるというような相当手荒いことをしなければわからないのであるから、それが被告の行動に影響を与えて、それを変化させることもあるかも知れない。しかし、こういう手荒いこと

をしても、必ずしも影響を与えて、その行動を変化させるとの断言も出来ないよう思われるし、またそういう影響があるにしても、二つの窓を二つとも通ったという主張はまだ積極的に証明されではない。すなわち、弁護人のこれまでの議論で明らかになつたことは、キリバコ法などで明るみに出された被告の行為をもって、その姿を見せない時の行動をトントンすることは必ずしも出来ないといふ点である。しかし、必ずしも出来ないことが明らかになつても、必ず出来ないといふことはまだ明らかでない。もう一度いうと、姿を見えない時に、『見えないけれど、やはり一本の経路を通っているのだ』という断定は必ずしも出来ないことは明らかになつた。しかし、その時一本の経路を通っていると考へてはいけない、という結論はまだ出てこない。不可分の一個体が二つの窓を通りぬけるなどといふ、一見互いに両立し得ない矛盾を含んだような事柄も必ずしも矛盾ではないといふことが明らかになつたが、実際にどうであるということは、まだいえない。そこで弁護人にこの主張の積極的な根拠による証明を要求しなければならない」

27

光子の裁判

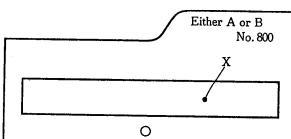


図6 カード "Either A or B", 壁K上に被告のとらえられた位置を示すもの。

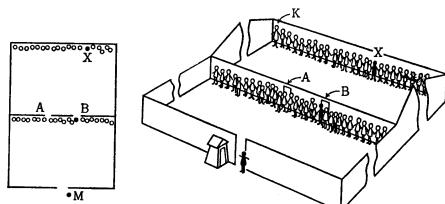


図5 警官の配列。黒坊は被告をとらえた者、被告は門から窓Bを通り、壁のXの位置までやって来ている。

ちいち記録しておくことを命ぜられました。

こうした人員配置を行なつておいて、被告は前の検証の時と同様、門衛によつて門のところから内庭に向けて放たれます。そうすると被告はある時は窓の壁のどこかへやつて来てつかまつて、ある時はちょうどよく窓AまたはBのどちらかのところにやつて来てここで軽く捕まります。その時は被告はただちに放たれ後、室内のうしろ壁のどこかで捕獲されます。しかしてこの時、うしろ壁のどの位置に彼がやつて来たかがちいち記録に止められます。

この検証は何回となく繰返し行なわれました。ここでも前述の確認された原則はやはり成立していて、被告が窓Aのところに来た時は決して窓Bのところに来ないこと、またBに来た時は決してAには来ないことが再確認されたことはいづれもありません。

この時、室内のうしろ壁のどこで被告が捕獲されたかというデータは図6で示されるようなカードの上にいぢいち記録されました。このカードには、"Either A or B"、という記号がつけられていますが、それは、被告が窓Aまたは窓Bのどちらかで捕えられた場合のデータであることを意味します。カードの番号はそれが何番目のデータであるかを示します。カードの上の黒点がすなわち壁の上で被告がつかまつた位置

26

三

休憩のあとの検証はまたずいぶんと大がかりなものでした。弁護人の指図によつて二つの検証が行なわれましたが、そのどちらも相当な時間を要しました。弁護人は

まず第一の検証は次のようにして行なわれました。弁護人は図5のように門のところに門衛を立て、窓の壁にそつて、二つの窓A、Bのところにすき間なく、また室内のうしろ壁のところにすらりと警官を立ち並ばせました。窓のところの警官は、被告がどちらの窓を通るかを調べる役目をおおせつかったので、この二人は被告を軽く捕えてすぐ放つよう命ぜられています。

窓の壁のところの他の警官は、被告がうまく窓のところへ来なかつた時に、それを捕える役目です。室内のうしろ壁のところの警官は、室内に入った被告を最後につかまえる役目をするのですが、彼らの誰が被告を捕えたかなどいうこと、いいかえれば被告がこのうしろ壁のどの位置にやつて来たかということをい

28

光子の裁判

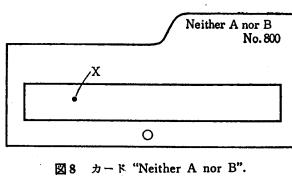


図8 カード "Neither A nor B".

した。そして、その時うしろ壁のどの位置に被告がやって来たかが、いちいち記録されました。この検証も何百回となく繰り返され、うしろ壁の上で被告の捕獲された位置が図8のようなカードに記録されました。このカードには“Neither A nor B”という記号がついています。それは、この時被告はA、Bのどちらの窓でも捕えられていないかったということを意味します。

さてこれで検証は一段落つきました。このカードにとられた記録から弁護人は彼の結論を導き出そしてこうして第一の検証と同じく、被告は門の所から放たれ、そうしてうまく室内に入った時には、うしろ壁のどこかで捕獲されま

うというのです。

弁護人は立ち上つていいました。

弁「さい、ここでわれわれは、被告の行動について二組に分類されたデータを得ました。第一のものは“Either A or B”というデータであり、第二のものは“Neither A nor B”というデータです。第一のものは被告が窓のところに捕えられ、したがって窓Aか窓Bかのいずれか一方しかしてただ一方を通過する現象をおさえられた時の方であり、第二の方は窓のところで被告は捕えられることなく、したがって窓を通る時全く姿を現さなかった時のものであります。さて、検察官の主張されるところによれば、この後の場合、すなわち被告がその姿を現さないで窓を通過した場合においても、彼が姿を現して通過した場合と全く同じ行動をしているべ

示すのです。

こうしたデータがたくさんに作られ、カードの山がうず高く出来た後、今度は第一の検証に移ります。

この検証が第一のそれと違う点は、今度は窓Aと窓Bのところの警官が取りのぞかれたことです。図7をじらん下さい。弁護人の言によりますと、これでちょっと犯行の現場と同じ状況になつているのだそうです。犯行の現場では窓A、Bのところに警官がいなかつたのみならず、窓の壁の他のところにも誰もいなかつたわけですが、この差異は本質的なものではなく、今の場合、被告がちょうど窓を通りぬけなかつた時に被告逃しては困るからそこに警官をならべたにすぎないのであります。この検証では窓のところに誰もいませんから、被告が窓を通るところをおさえる何者もいなければ、この点、本質的には犯行の現場と一致するわけです。

こうして第一の検証と同様に、被告は門の所から放たれ、そうしてうまく室内に入った時には、うしろ壁のどこかで捕獲されま

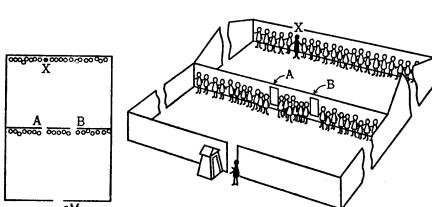


図7 警官の配列。今度は二つの窓のところに警官をおかない。

30

31

光子の裁判

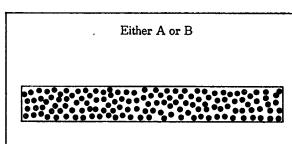


図9 カード "Either A or B" 上の点の集り。

すなわちこの場所に被告は決してやってこないのです。弁護人はこの二枚の紙上の点の群りを指示しながらいいました。

弁「諸君いよいよ下さご。」など“Either A or B”と“Neither A nor B”とのそれぞれの場合について、被告がやって来るとの出来た位置を示す点の群れが得られました。この二つの点の群れを比べると明瞭な差異に気がつかれるでしょう。すなわち、この点の群れの方をみると“Either A or B”的時には、被告はうしろ壁のどの位置にやって来るかに對し“Neither A nor B”的時には、被告が窓の所で捕えられた時の方には、や

つて来やすい位置と来にくい位置とが存在している。

「被告が窓の所で捕えられず、したがって窓を通る時全く姿を現さなかつた時の方であります。さて、検察官の主張されるところによれば、この後の場合、すなわち被告がその姿を現さないで窓を通過した場合においても、彼が姿を現して通過した場合と全く同じ行動をしてくる」という検察官の判定を、明らかに覆えず事実である。

きだ、ということになる。この主張が正しいか否かはわれわれが今行なった二種類のデータを比べてみれば明らかである。もし検察官の主張が正しいなら、“Either A or B”的群のデータも“Neither A nor B”的群のデータも全く同じでなければならない。そこでわれわれはこれを調べてみることにしました。すなわち弁護人は一枚の大きな紙をひろげさせ、一方には“Either A or B”的カード上の点を、他方には“Neither A nor B”的カード上の点を、次々とマークさせて行きました。われわれは提示されている大きな白い紙の上に次々と黒点が打たれて行くのを興味をもって見ていました。初めのうちは“Either A or B”的方の紙上の黒点も“Neither A nor B”的方の紙上の黒点もバラバラの不規則な点の集りのように見え、両方の紙の間に大した差異がないように見えました。しかし、次々に黒点が書き加えられて行くにつれて次第に差異らしいものが現れ出しました。そして、數十、数百の点がマークされた頃には、はっきりこの差異がわかつてきました。

一枚の紙上の黒点の群は図9と図10に示したようなものになりました。“Either A or B”的方の点のならび方と“Neither A nor B”的方のそれとは一見して異なっています。すなわち前者の方では黒点は紙上一面にはば均一にばらまかれているのに、後者の方では黒点の密な所と粗な所と交互に現れて、規則正しい綺模様を作っているではありませんか。特にこの縞目の中に、点の粗な所の中心には、点が一つもやって来ない場所があります（図の上では○というマークで指摘しておきました）。

32

33

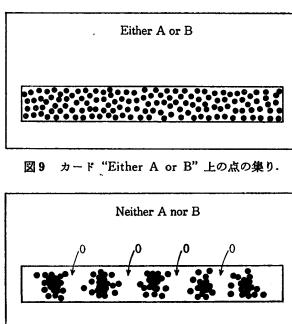


図10 カード "Neither A nor B" 上の点の集り。

光子の裁判

姿を現した時と同様に、A、Bいずれか一方を通ったと考えざるを得ない」という主張は積極的に破られたことになる。なぜと/orに、そう主張するなら、なぜに“Neither A nor B”の時のやの群り方が“Either A or B”的それと異なって不思議な構造を呈すか、が全く説明されないことになるからである。

こういつて、息いれた弁護人の間について判事長が発言しました。

判「弁護人のいわんとすることは、その限りにおいてよくわかった。いかにも今の検証によれば、被告が姿を現さないで窓を通った時の行動は、姿を現して窓を通った時の行動と異なるものと考えねばなるまい。しかし、なぜ、“Neither A nor B”的場合に、二つの窓と一緒に通ったというような奇妙な考え方をせねばならぬのであるか。“Neither A nor B”的場合にも、やはりA、Bのいずれか一方を通して室内に侵入した。しかしその後において被告が異なる行動をした」と判定していく

なる不都合が起るのであらうか」

弁「しばらくお待ち願いたい。その点についての説明はこれから出でてくるのであるから、おわかりにならぬのも無理はない」

と、弁護人は判事長をおさえるような手振りをしましたので、判事長も苦笑しました。

弁「ただ今の判事長の疑問はまことにもっとものであると思う。この疑問を解決するにはさらに次のようないくつかの検証を行なう必要があるが、それを実地に行なうことは後のことにして、本弁護人はその検

証の方法と、その結果とをここで述べておこう。

その検証は上の“Neither A nor B”的検証においてどちらか一方の窓をふきいでおくのである。この時、うしろ壁の所で被告のやつて来る位置を記録してみると、Aをふさいだ時にBをふさいだ時についても、図9に似た均一な点の分布が得られて、決して構造などは現れないことがわかるであろう。すなわちこの時被告はうしろ壁のどこへでもやって来る所以である。これだけのことを確かめておいてわれわれは考えてみよう。まず検察官の主張するように、“Neither A nor B”的場合に、『被告は姿を現さなかったが姿を示した時と同様にやはり二つの窓の一方、しかしてただ一方だけを通ったのだ』と仮定してみよう。この仮定をなすならば、被告がAを通った時には決してBを通らないし、またBを通った時には決してAを通っていないはずである。そうすると、Aを通った時にはBの窓がふさがっていたとしても被告には何の影響もないし、またBを通った時にはAの窓がふさがっていたとしても、被告には何の影響もないはずである。したがって二つの窓がある場合でも、被告の行動はAをふさいだ時のそれか、あるいはBをふさいだ時のそれか、のいずれかになっているはずである。ところで窓の一方がふさがっている時には、被告はうしろ壁のどこへでもやって来られることが確かめられている。そうすればなぜ二つの窓がある時、0という位置に被告は来られないのであろうか。なぜ二つの窓に特有な構造などが現れるのであらうか」

これだけ長広舌を振った後、弁護人は最後の結論を述べました。

34

35

光子の裁判

弁「以上のような、あるいはその他のいろいろな検証によって、本弁護人は多くの同僚とともに姿が見えない時の被告の行動についていろいろと考えをめぐらせたのである。本弁護人も初めのうちに上に行なったような仮定、すなわち「姿を現さない時でも一方の窓しか通らない」という仮定を立てながら、どうにかして二つの窓の存在する場合に被告の示す特徴的な構造を理解することが出来ないかと、いろいろ試みたのである。しかし、こういう試みはすべて失敗であった。この二つの窓の問題だけであったならば、上の仮定を立てないで被告の行動を理解することもあがむ不可能ではなかった。しかしそんな手近な解決法では、被告がもっと複雑な状況のもとで示すいろいろの不思議な行動を説明することは出来なかつた。こうして最後に到達した結論は、上の仮定は捨てられねばならぬ、ということであった。すなわち、被告は姿を現さない時には二つの窓の二つとも一緒に通りぬけていくと考えねばならぬということであった」

弁護人のこの言葉を満場は水をうつしたような静けさの中に聞き入りました。その空氣の中につらに弁護人の言葉は続きます。

弁「被告が不可分の一個体でありながら、姿を現さない時には、二つの窓と一緒に通り抜けて行くと、どうやら奇妙なものであるとしたら、その姿を現さない時の行動を記述するには、どんな方法をもつてよからしいのであるうか。通常の物体の行動は、その経路を示す三つの閾数 $\varphi_1(z), \varphi_2(z), \varphi_3(z)$ によって記述することが出来た。しかし被告についてはこういふものを考えることは許されない。な

36

36

ぜなら、こういう閾数は一すじの経路なるものが、常に(姿を現さない時にも)存在することを予想しているからである。被告はそもそも経路なる属性をもたない何物かであったのである。

それではこういう奇妙なもの行動を記述するのに、何をもつてすればよいのであろうか。経路を示す $\varphi_1(z), \varphi_2(z), \varphi_3(z)$ の代りに何を用いるべきであろうか。それに対する答などお話をするとありますように時間と空間の二つを用意して来た。これは被告の行動について長い間本弁護人が多くの同僚とともに考へた結果をまとめあげたものである。ただここで一言だけ要點を述べてみると、こういうものは、その状態が一つの無限次元複素空間内の原点から射出する一本のベクトルで示されるようなものであったのである。しかし被告の行動はこのベクトル——それを $\Psi(z)$ と書こう——が時間とともにどう変化するかという形で記述されるのである。それはちょうど通常の物体の行動は、その位置が時間とともにどう変るかということで記述されるのと同様である。

このように被告は経路といふ属性をもたない奇妙なものであるが、このような奇妙なものが存在しているということをわれわれは今まで全く考えたこともなかつた。その結果、あわれむべき被告は多くの誤解をこうむつた。ある時は彼は全く法則を無視する不遜のやからだと思われ、またある時は彼はだらしく矛盾したことをいはる狂人と思われ、またある時は実体のない幽靈にすぎないと考えられたりした。しかし、それらは被告が通常の物体と全く別のものであることを知らないで、彼の行動を律しようとしたからである。

光子の裁判

もし被告がこういう特殊なものであるならば、彼が姿を現した時には、いつも不可分の、したがって二つの場所になどは決してない。第三の可能性もあり得ないものではない、ところがよく理解される。ベクトル ψ を用いるわれわれの記述法によると、それはすなはち次のような次第になる。

被告が窓Aのところで姿を現しているところの状態をベクトル ψ_A とし、窓Bのところで姿を現しているところの状態をベクトル ψ_B としよう。この時、われわれのまごめ上げた考え方によれば、二つの可能性にそれぞれ対応するところの二つのベクトル ψ_A と ψ_B とは、互いに直角な、したがって互いに異なる次元の方向に向いているのである。ところで、例えば、被告が $\psi_A + \psi_B$ で表現されるような状態にあったとする。この事は明らかに ψ_A にも ψ_B にも等しくない。したがって、この状態において、被告は窓Aのところにあるのでもなく、また窓Bのところにあるのでもなく、結局第三のある状態にいるのである。これがすなはち第三の可能性を意味する。しかしてこの時、これは第三の状態であるといつても、窓Aのところにいる状態および窓Bのところにいる状態と全然何らの関連もないところの、すなはち例えばどこかCという他の場所にいる状態と考えるわけにもいかない。それは、ちょうど通常の空間において、X方向のベクトルとY方向のベクトルとの和はZ方向とも別の方針を向いていたが、だからといって、X、Yの方向と全然独立したZ方向を向いていたりえないのと同じである。 $\psi = \psi_A + \psi_B$ なる状態においては、AにいるのでもなくBにいるのでもないが、

38

A、Bの二つの場所に何らか関連のある一種特別のおり方をしているのである。実際に、 $\psi = \psi_A + \psi_B$

というような状態に被告がいる時に、しばらく時間のたった後、彼を壁のところで捕えるような『実験』をやってみると、そのおり場所について図10で示されるような特徴的な構造が現れることが説明される。これに対して、 $\psi = \psi_A$ それ自身、または ψ_B それ自身である時に同じ『実験』を行なうと、それは図9のような結果を与えることと証明される。こうして、 $\psi = \psi_A + \psi_B$ なる状態は、單に式の上からみならずその実験的な帰結においても、密接に二つの窓と関連がある。この事實をわれわれは『この状態において被告が二つとも通りぬける』という言葉で表現したのである。」

弁護人はこういい終つて、一冊の書物を判事長にさし出しました。そして次のような言葉をつけ加えて、彼の長い弁論を終りました。

弁「どうか判事長、検察官はじめ満場の諸君はこの書物を熟読して下さい。そうして被告の不思議な行動について十分な理解を得られることをお願いします。そうすれば、あわねられた被告に関するあらゆる誤解が解けること信じます。——これまで本弁護人の弁論は終りますが、最後にちょっと一言加えさせて下さい。この書物は、私がイギリス人でありますので英語をもって綴られてありますが、幸いここにこの書物の日本語訳がある。したがって日本人諸氏はこの訳によられるものよ」と思う。この訳書は仁科、朝永、玉木、小林四氏によるものであつて、非常に名訳であるといふ

39

私は自分の名前が思ひぬところで飛び出してきたのです。かり面くらつて、弁護人はいたずらっぽい例の青い目玉をくりくりさせながら、私の方をむいてやりとしながらその本をさし出しました。おや、この顔はどう見えたことがあるぞと思ったとたん私は思いました。それこそ、十数年前にわが国に来たことのあるイギリスの偉大な量子物理学者デイオックではありませんか。彼はその本を私の顔の前にさし出して、私の顔にそれをおしつけました。私は思わずアッと声を出したとたんに目がさめました。

気がついてみると、私はディオックの量子力学の一〇頁のあたりを読みながら本に顔をおしつけていたねをしていました。灰皿においてあった吸いさしのタバコはすっかり灰になり、黄色い西日のかけは部屋のむこうの端までびています。すいぶん長い、ややこしい夢からさめた私は、不思議の国の夢からさめたアリスのように、しばらくそのまま自然としていました。そして見るところなくひろげてある本の頁をみますと、そこには次のような文句が書いてありました。

——その一つの光子は、入射光線から分れた二つの成分のどちらへも、部分的に入つて行く、

というふうに描述しなければならぬ。

(基礎科学) 第一、二二号、一九四九年、『量子力学的世界像』収録
(昭和十四年八月)

40